

第一級海上無線通信士
第二級海上無線通信士
第三級海上無線通信士

「法規」試験問題

20問 2時間30分

A－1 次の記述は、無線局の開設について述べたものである。電波法（第4条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。
なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

無線局を開設しようとする者は、 A なければならない。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる無線局については、この限りでない。

- (1) B で総務省令で定めるもの
- (2) 26.9MHzから27.2MHzまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が0.5ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、 C のみを使用するもの
- (3) 空中線電力が D である無線局のうち総務省令で定めるものであって、電波法第4条の3（呼出符号又は呼出名称の指定）の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を妨害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、 C のみを使用するもの
- (4) 総務大臣の登録を受けて開設する無線局

A	B	C	D
1 総務大臣の免許を受け	小規模な無線局	適合表示無線設備	0.01ワット以下
2 総務大臣の免許を受け	発射する電波が著しく微弱な無線局	その型式について総務大臣の行う検定に合格した無線設備の機器	0.01ワット以下
3 総務大臣の免許を受け	発射する電波が著しく微弱な無線局	適合表示無線設備	1ワット以下
4 あらかじめその旨を総務大臣に届け出	小規模な無線局	適合表示無線設備	1ワット以下
5 あらかじめその旨を総務大臣に届け出	発射する電波が著しく微弱な無線局	その型式について総務大臣の行う検定に合格した無線設備の機器	1ワット以下

A－2 電波法第17条（変更等の許可）第1項により無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人が、その許可に係る無線設備を運用する場合に関する次の記述のうち、電波法（第18条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、その工事の結果を記載した書面を添えてその旨を総務大臣に届け出た後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。
- 2 無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、申請書にその工事の結果を記載した書面を添えて総務大臣に提出し、許可を受けた後でなければ、その許可に係る無線設備を運用してはならない。
- 3 無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務省令で定める場合を除き、総務大臣の検査を受け、当該無線設備の変更の工事の結果が許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。
- 4 無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務省令で定める場合を除き、登録検査等事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）の検査を受け、当該無線設備の変更の工事の結果が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。

注1 電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。
2 電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

A－3 次の記述は、補助電源の備付けについて述べたものである。無線設備規則（第38条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

旅客船又は総トン数300トン以上の船舶の義務船舶局等（義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。以下同じ。）には、次の(1)から(3)までに掲げる設備を同時に A （船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条の規定に基づく命令による非常電源を備えるものについては、1時間以上）連続して動作させるための電力を供給することができる補助電源を備えなければならない。ただし、総務大臣が別に告示する義務船舶局等については、この限りでない。

- (1) F3E電波を使用する B を行う船舶局の無線設備であって、無線通信規則付録第18号の表に掲げる周波数の電波を使用するもの
- (2) 次のイ、ロ又はハに掲げる無線設備のいずれかのもの
- イ J3E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う船舶局の無線設備であって、1,606.5kHzから3,900kHzまでの周波数の電波を使用するもの（電波法施行規則第28条（義務船舶局の無線設備の機器）第1項第2号の義務船舶局のものに限る。）
- ロ J3E電波を使用する無線電話による通信及び C による通信を行う船舶局であって、1,606.5kHzから26,175kHzまでの周波数の電波を使用する無線設備（電波法施行規則第28条第1項第3号の義務船舶局のものに限る。）
- ハ インマルサット等の船舶地球局の無線設備（電波法施行規則第28条の2（義務船舶局等の無線設備の条件等）第1項の船舶地球局のものに限る。）
- (3) (1)及び(2)の無線設備の機能が正常に動作するための位置情報その他の情報を継続して入力するための装置

A	B	C
1 6時間以上	無線電話による通信	デジタル選択呼出装置
2 6時間以上	無線電話による通信及び デジタル選択呼出装置による通信	デジタル選択呼出装置又は狭帯域直接印刷電信装置
3 3時間以上	無線電話による通信	デジタル選択呼出装置又は狭帯域直接印刷電信装置
4 3時間以上	無線電話による通信及び デジタル選択呼出装置による通信	デジタル選択呼出装置
5 6時間以上	無線電話による通信	デジタル選択呼出装置又は狭帯域直接印刷電信装置

A－4 無線従事者に関する次の記述のうち、電波法（第39条及び第42条）、電波法施行規則（第36条）及び無線従事者規則（第50条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局には、当該無線局の無線設備の操作を行い、又はその監督を行うために必要な無線従事者を配置しなければならない。
- 2 総務大臣は、電波法第79条第1項第1号又は第2号の規定により、無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。
- 3 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者（注）以外の者は、無線局の無線設備の操作の監督を行う者として選任された者であって、その選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作（簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。）を行ってはならない。ただし、船舶が航行中であるため無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

注 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局の無線設備であって総務省令で定めるものの操作については、船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者とする。

- 4 無線従事者は、氏名又は住所に変更を生じたときに免許証の再交付を受けようとするときは、氏名又は住所に変更を生じた日から10日以内に、申請書に次の(1)から(3)までに掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。
- (1) 免許証
- (2) 写真1枚
- (3) 氏名又は住所の変更の事実を証する書類

A－5 海岸局及び船舶局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第62条）及び無線局運用規則（第22条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。
- 2 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
- 3 船舶局の運用は、その船舶の航行中に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 4 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するためにその運用の停止を命令することができる。

A－6 次の記述は、海上移動業務の無線局の聴守義務について述べたものである。電波法（第65条）及び無線局運用規則（第42条から第44条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① デジタル選択呼出装置を施設している船舶局及び海岸局であって、F1B電波 A 、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz若しくは16,804.5kHz又はF2B電波156.525MHzの指定を受けているものは、常時、次の(1)から(4)までに掲げる周波数のうち、その無線局が指定を受けているもので、聴守をしなければならない。
 - (1) F1B電波 A
 - (2) F1B電波8,414.5kHz
 - (3) F1B電波4,207.5kHz、6,312kHz、12,577kHz及び16,804.5kHz（船舶局の場合にあっては、これらの電波のうち、時刻、季節、地理的位置等に応じ、適当な海岸局と通信を行うため適切な B とする。）
 - (4) F2B電波156.525MHz
- ② 海岸局にあっては、F3E電波156.8MHzの指定を受けているものは、 C 、その周波数で聴守をしなければならない。
- ③ F3E電波156.65MHz又は156.8MHzの指定を受けている D は、その船舶が特定海域（注1）及び特定港の区域（注2）を航行中常時、これらの周波数で、聴守をしなければならない。
 - 注1 海上交通安全法第1条第2項の規定による同法を適用する海域をいう。
 - 2 港則法第3条第2項に規定する特定港の区域をいう。
- ④ 無線局運用規則第44条において定める場合には、①から③に掲げる聴守をすることを要しない。

	A	B	C	D
1	2,187.5kHz	一の周波数	その運用義務時間中	船舶局（旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものの船舶局に限る。）
2	2,187.5kHz	二の周波数	常時	船舶局（旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものの船舶局に限る。）
3	2,182kHz	二の周波数	その運用義務時間中	船舶局
4	2,182kHz	一の周波数	常時	船舶局
5	2,187.5kHz	一の周波数	その運用義務時間中	船舶局

A－7 次の記述は、海上移動業務におけるデジタル選択呼出通信の呼出し（遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合を除く。）について述べたものである。無線局運用規則（第58条の4及び第58条の5）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 呼出しは、次の(1)から(7)までに掲げる事項を送信するものとする。
- (1) A

(2) 相手局の識別表示

(3) 通報の種類

(4) B

(5) 通報の型式

(6) 通報の周波数等（必要がある場合に限る。）

(7) 終了信号
- ② 海岸局における呼出しは、45秒間以上の間隔において2回送信することができる。
- ③ 船舶局における呼出しは、C 以上の間隔において2回送信することができる。これに応答がないときは、少なくとも D の間隔をおかなければ、呼出しを再開してはならない。

	A	B	C	D
1	選択呼出番号	自局の識別信号	3分間	10分間
2	呼出しの種類	自局の識別信号	5分間	15分間
3	呼出しの種類	相手局の信号符字	3分間	10分間
4	選択呼出番号	相手局の信号符字	5分間	15分間

A－8 次の記述は、遭難通信の取扱いについて述べたものである。電波法（第66条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、遭難通信を受信したときは、A、かつ、B に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置を執らなければならない。
- ② 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、C を直ちに中止しなければならない。

	A	B	C
1	できる限り速やかにこれに応答し	通信可能の範囲内にあるすべての無線局	遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射
2	できる限り速やかにこれに応答し	遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局	すべての電波の発射
3	他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し	遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局	遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射
4	他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し	通信可能の範囲内にあるすべての無線局	すべての電波の発射

A－9 船舶局においてその船舶の責任者の命令がなければ行うことができない呼出し又は送信に関する次の事項のうち、無線局運用規則（第71条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船位通報（遭難船舶、遭難航空機又は遭難者の救助又は捜索に資するために国又は外国の行政機関が収集する船舶の位置に関する通報であって、当該行政機関と当該船舶との間に発受するもの）の送信
- 2 緊急通報の告知の送信又は緊急呼出し
- 3 G1B電波406.025MHz、406.028MHz、406.031MHz、406.037MHz又は406.04MHz及びA3X電波121.5MHzを同時に発射する遭難自動通報設備の通報の送信
- 4 遭難警報又は遭難警報の中継の送信

A－10 遭難通信の宰領に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第83条及び第85条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難自動通報局の行う遭難通信の宰領は、無線局運用規則第83条（遭難通信の宰領）第1項の規定にかかわらず、当該遭難自動通報局の通報を最初に受信した無線局又はこの無線局から遭難通信の宰領を依頼された無線局が行うものとする。
- 2 遭難通信の宰領は、遭難船舶局、無線局運用規則第78条（他の無線局の遭難警報の中継の送信等）若しくは第81条の7（遭難通報等を受信した海岸局及び船舶局のとるべき措置）第6項の規定により遭難通報を送信した無線局又はこれらの無線局から遭難通信の宰領を依頼された無線局が行うものとする。
- 3 遭難警報に係る遭難通信の宰領は、無線局運用規則第83条第1項から第3項までの規定にかかわらず、海上保安庁の無線局又はこれから遭難通信の宰領を依頼された無線局が行うものとする。
- 4 遭難船舶局及び遭難通信を宰領する無線局は、遭難通信を妨害し又は妨害するおそれのあるすべての通信の停止を要求することができる。この要求は、無線電話による場合には呼出事項又は無線局運用規則第59条（各局あて同報）第1項第1号から第3号までに掲げる事項の次に「シーロンス メーデー」（又は「通信停止遭難」）を送信して行う方法により行うものとする。

A－11 次の記述は、船舶局無線従事者証明に関する報告等について述べたものである。電波法（第81条の2）及び電波法施行規則（第43条の4）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、 **A** 必要があると認めるときは、船舶局無線従事者証明を受けている者に対し、船舶局無線従事者証明に関し報告を求めることができる。
- ② 総務大臣は、船舶局無線従事者証明を受けた者が電波法第48条の3（船舶局無線従事者証明の失効）第1号又は第2号に該当する疑いのあるときは、その者に対し、総務省令で定めるところにより、当該船舶局無線従事者証明の **B** するための書類であって総務省令で定めるものの提出を求めることができる。
- ③ ②の総務省令で定める書類は次の(1)から(4)までのいずれかのものとする。
 - (1) 船員法施行規則第39条の規定により地方運輸局長の証明した船員手帳記載事項証明書
 - (2) 海岸局又は船舶局の **C** の証明した経歴証明書
 - (3) 電波法第48条の3第1号の訓練の課程を修了したことを証する書類
 - (4) (1)から(3)までのほか、これらに準ずる書類であって総務大臣が別に告示するもの
- ④ ③の書類の提出期限は、その提出を求めた日から起算して **D** を経過した日とする。

A	B	C	D
1 電波法を施行するため	効力を確認	免許人	3月
2 電波法を施行するため	有効期限を確認	主任無線従事者又は船舶の責任者	1月
3 電波の規整その他公益上	有効期限を確認	免許人	3月
4 電波の規整その他公益上	効力を確認	主任無線従事者又は船舶の責任者	1月

A－12 国際航海に従事する船舶の義務船舶局であって国際通信を行うものに備え付けておかなければならない書類に関する次の事項のうち、電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧
- 2 無線局の免許の申請書の添付書類の写し
- 3 無線従事者選解任届の写し
- 4 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則
- 5 海岸局及び特別業務の局の局名録

A－13 主任無線従事者の職務に関する次の事項のうち、電波法施行規則（第34条の5）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の機器の点検若しくは保守を行い、又はその監督を行うこと。
- 2 主任無線従事者の職務を遂行するために必要な事項に関し免許人に対して意見を述べること。
- 3 無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときに総務大臣の許可を受けること。
- 4 無線業務日誌その他の書類を作成し、又はその作成を監督すること（記載された事項に関し必要な措置を執ることを含む。）。
- 5 主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練（実習を含む。）の計画を立案し、実施すること。

A－14 船舶局又は船舶地球局が寄港する国の政府又は権限のある主管庁が、無線設備が無線通信規則によって課される条件に適合していることを自ら確認するために行う検査に関する次の記述のうち、無線通信規則(第49条)の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 政府又は主管庁は、通信士の証明書が提示されないときは当該無線設備を検査することができる。
- 2 政府又は主管庁は、船舶局又は船舶地球局のある船舶が出港しようとするときは当該無線設備を検査することができる。
- 3 政府又は主管庁は、寄港地において検査を受けていないときは当該無線設備を検査することができる。
- 4 政府又は主管庁は、通信士の職務上の知識の証明がされないときは当該無線設備を検査することができる。
- 5 政府又は主管庁は、許可書が提示されないときは当該無線設備を検査することができる。

A－15 次の記述は、GMDSS（注1）の下での無線通信士の資格証明のための最小限の要件について述べたものである。
STCW条約（改正を含む。）（注2）の附属書第4章第4－2規則の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注1 海上における遭難及び安全に関する全世界的な制度
2 船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約

- ① GMDSSに参加することを要求される船舶において無線通信の任務を担当し、又は遂行する者は、 A が発給し、又は承認したGMDSSに係る適当な証明書を受有しなければならない。
- ② SOLAS条約（改正を含む。）（注3）により B を備えることが要求される船舶において業務を行うため、この第4－2規則の規定に基づき資格証明を得ようとする者は、更に次の(1)及び(2)の要件を満たさなければならない。
 - (1) 18歳以上であること。
 - (2) 承認された C 、かつ、STCWコードA部第4－2節に規定する能力の基準を満たすこと。

注3 海上人命安全条約

A	B	C
1 無線通信規則に基づき主管庁	救難設備	実務経歴を有し
2 自国の法令に基づき所管官庁	救難設備	教育及び訓練を修了し
3 無線通信規則に基づき主管庁	無線設備	教育及び訓練を修了し
4 自国の法令に基づき所管官庁	無線設備	実務経歴を有し

B－1 次の記述は、総務大臣の行う電波の利用状況の調査等について述べたものである。電波法（第26条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。
なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、 ア の作成又は変更その他電波の イ に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、総務省令で定めるところにより、無線局の数、無線局の行う ウ 、無線局の無線設備の使用の態様その他の電波の利用状況を把握するために必要な事項として総務省令で定める事項の調査（以下「利用状況調査」という。）を行うものとする。
 - ② 総務大臣は、利用状況調査の結果に基づき、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、電波の有効利用の程度を評価するものとする。
 - ③ 総務大臣は、利用状況調査を行ったとき、及び②により評価したときは、総務省令で定めるところにより、その結果の概要を エ するものとする。
 - ④ 総務大臣は、②の評価の結果に基づき、 ア を作成し、又は変更しようとする場合において、必要があると認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該 ア の作成又は変更が免許人等（注）に及ぼす オ を調査することができる。
- 注 免許人及び登録人をいう。以下同じ。
- ⑤ 総務大臣は、利用状況調査及び④の調査を行うため必要な限度において、免許人等に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

- | | |
|---------------|-----------------------|
| 1 周波数割当計画 | 2 周波数割当計画又は無線設備の技術基準 |
| 3 公平かつ能率的な利用 | 4 有効利用 |
| 5 無線通信の利用頻度 | 6 無線通信の通信量 |
| 7 公表 | 8 関係する無線局の免許人又は登録人に通知 |
| 9 技術的及び経済的な影響 | 10 経済的な負担 |

B－2 次の記述は、義務船舶局等の無線設備の機能試験について述べたものである。無線局運用規則（第6条、第7条及び第8条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。
なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 義務船舶局の無線設備（ ア による通信を行うものに限る。）は、その船舶の イ 、当該無線設備の ウ 、その機能を確認しておくなければならない。
 - ② 電波法第35条第1号の予備設備を備えている義務船舶局等（注）においては、 エ 、総務大臣が別に告示する方法により、その機能を確認しておくなければならない。
- 注 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。以下同じ。
- ③ デジタル選択呼出専用受信機を備えている義務船舶局においては、その船舶の イ 、当該受信機の ウ 、その機能を確認しておくなければならない。
 - ④ インマルサット等の高機能グループ呼出受信機（電波法施行規則第28条（義務船舶局の無線設備の機器）第9項に規定するインマルサット等の船舶地球局の無線設備を含む。）を備えている義務船舶局においては、その船舶の イ 、当該受信機の ウ 、その機能を確認しておくなければならない。
 - ⑤ 双方向無線電話を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中 エ 当該無線設備によって通信連絡を行い、その機能を確認しておくなければならない。
 - ⑥ ①から⑤までの義務船舶局等においては、①から⑤までの方法により機能を確認した結果、その機能に異状があると認めるときは、その旨を オ に通知しなければならない。

- | | | | |
|---------------|-----------------|-------------|-----------|
| 1 狭帯域直接印刷電信装置 | 2 デジタル選択呼出装置 | 3 航行中毎日1回以上 | |
| 4 停泊中も毎日1回以上 | 5 機能を停止させて試験を行い | 6 試験機能を用いて | |
| 7 毎月1回以上 | 8 毎週1回以上 | 9 免許人 | 10 船舶の責任者 |

B－3 電波の型式の記号表示と電波の型式に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

区分 記号	電波の型式 の記号	電 波 の 型 式		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
ア	F 1 D	角度変調であって周波数変調	デジタル信号である単一チャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用しないもの	ファクシミリ
イ	F 2 B	角度変調であって周波数変調	デジタル信号である2以上のチャネルのもの	電信（自動受信を目的とするもの）
ウ	G 1 B	角度変調であって位相変調	デジタル信号である単一チャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用しないもの	電信（自動受信を目的とするもの）
エ	J 3 E	振幅変調であって低減搬送波による単側波帯	アナログ信号である単一チャネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
オ	P 0 N	パルス変調であって無変調パルス列	変調信号のないもの	無情報

B－4 次の記述は、緊急通信及び安全通信について述べたものである。電波法（第67条及び第68条）及び無線局運用規則（第93条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。
なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局（以下「海岸局等」という。）は、 に次ぐ優先順位をもって、緊急通信を取り扱わなければならない。

② 海岸局等は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、 を行う場合を除き、 するまでの間（総務省令で定める場合には、 ）継続してその緊急通信を受信しなければならない。

③ ②の総務省令で定める場合は、モールス無線電信又は無線電話による緊急信号を受信した場合とする。

④ モールス無線電信又は無線電話による緊急信号を受信した海岸局、船舶局又は船舶地球局は、緊急通信が行われぬか又は ことを確かめた上でなければ再び通信を開始してはならない。

⑤ 海岸局等は、 安全通信を取り扱わなければならない。

⑥ 海岸局等は、安全信号又は電波法第52条第3号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、 するまでその安全通信を受信しなければならない。
- 1 遭難通信

2 非常通信

3 自局の運用義務時間が終了

4 その通信が自局に関係のないことを確認

5 少なくとも3分間

6 5分間以上

7 緊急通信が終了した

8 中断した

9 速やかに、かつ、確実に

10 他の無線局に混信その他の妨害を与えないように

B－5 次の記述は、無線通信要員について述べたものである。SOLAS条約（改正を含む。）(注) 附属書第4章第16規則の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

注 海上人命安全条約

- 船舶は、主管庁が認めるところにより、 に関する無線通信について を有する要員を乗り組ませる。当該要員は、 に定める証明書を有し、場合に応じ、そのうちの一人は、 、無線通信について として指名される。
- 1 非常の場合

2 遭難及び安全

3 知識及び技能

4 資格

5 自国の法令

6 無線通信規則

7 緊急の事態が発生した際

8 遭難した際

9 第一の責任を有する者

10 全責任を有する者